

〈判例研究〉

シンジケートローンにおける借入人詐欺とアレンジャー・エージェントの責任

〔東京地判平成25年11月26日（平成23年（ワ）第32074号）
金融商事判例1433号51頁〕

栗原由紀子

I 事実の概要

Yは、平成19年8月初旬、A社から委託を受けて、YをアレンジャーとするA社向けシンジケートローン（以下、本件シ・ローン）の組成に着手することになり、金融機関向けに本件シ・ローンへの参加検討資料（以下、本件参加検討資料）を作成した。本資料には、これはA社から提供された資料をもとに作成されたものであり、アレンジャーはいかなる事項についても表明保証するものではないこと、アレンジャーは当該資料の内容の正確性、真実性及び完全性の検討を加えておらず、その内容が正確、真実、完全ではなかったことにより被った損害について、アレンジャーは如何なる責任も負わないことが明記されていた。その上で、A社の事業概要、財務状況等のほか、本件シ・ローンの融資金の返済は、A社がC社から受注する工事（以下、本件工事）に係る請負代金債権に係る支払いをもって行われる旨が記されていた。

B銀行は、平成19年8月8日、Yの担当者から本件シ・ローンの概要等の紹介をされ、同年9月7日、Yから本件シ・ローンに係るインビテーションレターのファクシミリ送信を受け、同月13日にはY担当者の再訪問を受けて本件インビテーションレター及び本件参加検討資料に基づき、本件シ・ローンの説明を受けた。その際、B銀行は、Yに対しC社との間の請負契約書ドラフトの取得等を求

めた。

平成19年9月26日、Yは、A社から提供された本件工事の「注文書」（以下、本件注文書）の写しをB銀行に持参した。実際には、この本件注文書は、A社により偽造されたものであり、AC間の請負契約は存在していなかった。しかし、Y担当者は、本件注文書は真正なものであるとのA社の説明を信じ、A社に対して原本の確認を求めず、また、C社等に契約関係の確認等も行わなかった。B銀行も本件注文書について、格別の照会を行うことなく本件シ・ローンへの参加を決定した。

平成19年9月27日、A社を借入人、Yをエージェントとし、Y及びB銀行その他金融機関を貸付人として、シンジケートローンの形式により合計10億5000万円を貸し付けるタームローン契約（以下、本件タームローン契約）が締結された。また、同日付で、本件工事に係る請負代金債権に本件各金融機関のための譲渡担保権を設定する旨の本件譲渡担保契約が締結された。そして、翌日28日、A社に対して貸付が行われた。

平成20年11月11日、A社とC社との間に請負契約は締結されておらず、本件シ・ローンに係る貸付金を担保すべき請負代金債権が存在しないことが判明した。A社は、平成21年6月3日、破産手続開始決定を受け、B銀行は、貸付金の大半が回収不能となった。

そこで、B銀行を吸収合併しその権利義務

を承継したXは、Yに対して、上記貸付金の回収不能に係る損害について、主位的には、本件タームローン契約締結後融資実行前における債権管理・保全義務、本件請負契約に係る契約書の写しの徴求・占有義務、及び融資実行後における債権管理・保全義務等の義務違反による債務不履行による損害賠償請求を、予備的に、アレンジャーたるYには、一般的注意義務としての「融資前提情報調査・確認義務」、及び情報提供義務に違反したのものとして、不法行為による損害賠償を請求した。

II 判旨 請求棄却

1. Yの債務不履行責任について

Yには、本件シ・ローンに係る債権を管理・保全し、また、A社から提出されたAC間の請負契約に係る書類等(注文書など)の写しを徴求し、本件各金融機関のために占有・代理占有等すべき義務を負っていることは認められるが、当該請負契約は存在しておらず、本件注文書等の書類は、A社により偽造されたものであり、Yは、その事実を知らなかったと認められることから、Xの主張するような融資実行前におけるYの義務違反はないとされ、債務不履行による損害賠償請求は排斥された。

2. Yの不法行為責任について

(1) Yによる融資前提情報調査確認義務違反

本件は、「……Yから本件シ・ローンへの招聘を受けたB銀行において、本件シ・ローンへの参加の意思決定のために必要な情報を特定し、追加情報が必要であると判断すればアレンジャーであるYを経由してA社に対してその開示を要請し、それでも満足な情報を得ることができなければその参加自体を行

わないことによってリスクの回避を図るという対応をとることについて、その妨げとなるような格別の事情が存したことも窺われないことからすれば、本件シ・ローンのアレンジャーであるYが、Xが主張する上記のような義務(借入人による融資詐欺によって本件シ・ローンへの参加金融機関が損害を被ることがないように、融資の前提となる情報に虚偽がないことを調査し、確認すべき義務)を一般的に負っていたものと認めることはできないものというべきである。」として、かかる義務違反による不法行為責任を否定した。

(2) Yの虚偽説明・情報提供義務違反について

本件の事実認定のもとでは、「本件請負契約に係る契約書の原本の存在が未確認であったという事実に係る部分については、……Yの従業員らは、A社が本件譲渡担保契約書第3条にいう「本工事請負契約に係る契約書」に当たる本件請負契約に係る注文書の写しとしてYに対して提出した注文書の写しについて、その原本の確認を行っていなかったことが認められるが、当該事実は、……それ自体が直ちにYのB銀行に対する何らかの義務違反に当たるものとは認められず、そうであれば、当該事実は、基本的には、Y自身のAに対する融資審査の在り方に関する事実とみるべきものであって、B銀行がYに対して上記確認の有無に係る情報の照会等を行ったことが窺われない……事実経緯の下では、Yの従業員らが上記事実をB銀行に対して伝えていなかったとしても、そのことが直ちにYのB銀行に対する信義則上の情報提供義務に反することとなるものと認めることはできないというべきである。」として、Yの虚偽説明及び情報提供義務違反による不法行為責任を否定した。

Ⅲ 研究

1. はじめに

本件は、Yがアレンジャーとして組成したシンジケートローン（以下、シ・ローン）に参加した金融機関が、その後、借入人が破綻したことで貸付金の大半が回収不能になったとして、当該シ・ローンのアレンジャー及びエージェントの地位にあったYに債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償を請求した事件である。本件では、当該シ・ローンの組成に際して、借入人が架空の請負工事を受注したように装い、その請負債権を当該貸付金の支払に充てる、ないしは当該貸付金の担保に供するはずだったことから、アレンジャーの融資前提情報の調査・確認等に不備があり不適切な情報提供がなされたこと、エージェント就任後の債権管理に不備があったとして、Yに本件シ・ローン参加金融機関に対する情報提供義務等が問題となった。

シ・ローンとは、アレンジャーと呼ばれる金融機関が借入人の依頼により巨額資金の融資の取りまとめを引き受け、複数の参加者から構成されるシンジケート団を組成して、同一の契約書による複数貸出等を可能にする融資手法である⁽¹⁾。シンジケート団の組成後は、アレンジャーが当該シンジケート団の代理人・事務幹事としてエージェントに就任して融資枠の管理や貸し出し実行、契約条項の履行管理や元利金支払いなどの事務を一括して執り行うことが通常である⁽²⁾。シ・ローンは、借入人にとっては資金調達基盤の安定化・多様化の実現や巨額資金の速やかなる調達が可能になるというメリットがあり、融資する側にとっても、リスクの分散、アレンジメントフィーやエージェントフィー等の手数料が期待できること、また、魅力ある投資案件が増えるという利点があることから、その取扱高は増え続けており、元来、プロジェクトファイナンス等大型案件や国際案件などに

おける多様な資金調達ニーズに対応するための融資手法として用いられる一方、現在は、中小企業向けへとすそ野が拡大してきているといわれる⁽³⁾。そのため、わが国でもこうした融資手法への関心が高まり、シンジケートローンに関する法的問題点につき活発な議論がなされてきている⁽⁴⁾。

とりわけ、アレンジャーによってシ・ローンに招聘された参加金融機関に対する当該アレンジャーの地位や責任についての検討が盛んに行われている。というのは、シ・ローンにおいては、通常、アレンジャーと参加金融機関との間には直接の契約関係はないと説明され、シ・ローン組成に当たって提供された借入人に関する情報についても、表明保証は借入人のみがおこない、その情報の正確性や真実性に関する責任はアレンジャーにはないと考えられているからである⁽⁵⁾。しかし、シ・ローン実行後、借入人が破綻し参加金融機関が債権回収できなくなった事例につき、最近、我が国で初めての最高裁判決が公表され、アレンジャーの情報提供義務違反による不法行為責任が肯定された。

本件もまた、借入人の破綻により、融資金未回収相当額の損害を被った参加金融機関に対するアレンジャーの情報提供義務その他の一般的注意義務や配慮義務等が争われた事件であるが、本判決ではアレンジャー兼エージェントの責任は否定されている。そこで、本稿では、特にアレンジャーが参加金融機関に対して負うべき責任等について考察を深めるべく⁽⁶⁾、本判決の検討を試みる。

2. アレンジャーの情報提供義務⁽⁷⁾に関する先例等

本稿執筆時点において、シ・ローンにおけるアレンジャーの法的責任が問題になった事例は、本判決と次に紹介する最三判平成24年11月22日（以下、平成24年判決）のみである⁽⁸⁾。この事件は、アレンジャーたる被告が、当該

シ・ローン調印前に、借入人から「メインバンクから粉飾決済を疑われている」との情報を得ていたにもかかわらず、原告ら参加金融機関に周知せず、当該シ・ローン実行後、実際に借入人の粉飾決済が判明し、その後、借入人の再生手続開始の決定がなされたことで、参加金融機関は予定した融資金を回収することが出来なかったことから、アレンジャーの情報提供義務違反による債務不履行責任ないし不法行為責任を主張したものである。

判決は、債務不履行責任は認めなかったが、「本件シ・ローンのアレンジャーである被告は、本件シ・ローンへの参加を招聘した原告らに対し、信義則上、本件シ・ローン組成・実行前に本件情報を提供すべき注意義務を負うものと解するのが相当である」としてアレンジャーの情報提供義務違反による不法行為責任を認容した。

この平成24年判決は、アレンジャーの参加金融機関に対する法的責任の有無等について、一般的基準を定立せず、事例判断に過ぎなかった。しかし、そこに示された判断はおおむね妥当であると評されており、シ・ローンにおけるアレンジャーは、参加金融機関に対して契約関係に立つものではないが、一定の場合に、借入人に関する情報を提供すべき信義則上の義務を負い、その義務に違反した場合には、不法行為責任を負うという帰結が本判決によって固まったといわれる⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

しかしながら、学説上、シ・ローン組成に際してアレンジャーに参加金融機関に対する情報提供義務を金融取引の専門家同士にも関わらず認めるべきか否かについては、見解が分かれる。

アレンジャーの情報提供義務を積極的に捉える見解は、銀行といえども、とくに国際的な貸付けに際して調査能力の差が激しいことに鑑みて、小規模な銀行もプロとして完全な自己責任を負うというのは妥当でない場合が

あると述べてアレンジャーの情報提供義務に肯定的意見を述べる⁽¹¹⁾。あるいは、情報格差や専門能力の差が不可避免的に生じる場合があることに鑑み、アレンジャーと参加金融機関の情報量や情報収集力の差に注目してアレンジャーに信義則上の情報提供義務を認める見解もある⁽¹²⁾。

一方で、シ・ローン市場は、プロフェッショナルな市場であり、基本的には自己責任の原則が貫かれるべきであり⁽¹³⁾、消費者と事業者との間に想起される一般的情報提供義務が如きをアレンジャーと参加金融機関の間に認めるべきではないとしアレンジャーの情報提供義務には否定的な見解もある⁽¹⁴⁾。また、シ・ローンの仕組み全体から考えると、借入人の判断とは無関係にアレンジャーに固有の情報提供義務を課すことは妥当でないという見解や⁽¹⁵⁾、シ・ローンに一般的な情報提供義務を適用することを否定的に考え、参加金融機関は貸付けのプロであることから、アレンジャーに与信判断等を依拠せず、自らの責任で情報収集すべき存在であるとの理由で、アレンジャーの情報提供義務を消極的に解すものもある⁽¹⁶⁾。あるいは、アレンジャーに厳しすぎる行為規範の遵守を強要することで金融機関にアレンジャーとなることを躊躇させて、今後の円滑な金融を阻害することになる可能性を指摘するものもある⁽¹⁷⁾。

一方、アレンジャーの責任を考えるにあたっては、市場参加者が果たすべき責任や義務についての市場参加者による基本的考え方を示している日本ローン債権市場協会（以下、JSLA）の「行為規範」や「実務指針」も大いに参考になる。JSLA「行為規範」等によれば、アレンジャーと参加金融機関に直接の契約関係はなく、アレンジャーは、参加金融機関を招聘し、借入人の意向に沿って単に情報を参加金融機関に伝達する主体に過ぎず、参加金融機関は独自に借入人の信用力等の審査を行う必要があるとのことである⁽¹⁸⁾。ま

た、アレンジャーの情報提供義務違反をいわゆる不作為不法行為と考えるなら⁽¹⁹⁾、そこで作為義務は何かと考えるべからぬが、作為義務は、法令、慣習、契約によって導かれるところ⁽²⁰⁾、既に公表から5年以上経過し、実務に定着しつつある、この実務指針や行為規範は、シ・ローンにおける「慣習」を示すものと評価される⁽²¹⁾。

学説の中には、アレンジャーと参加金融機関との間に契約関係あるいは契約関係類似の関係を認めることで、アレンジャーに情報提供義務を觀念する見解も存在する。アレンジャーに信認義務を容認する見解⁽²²⁾、シ・ローンの参加金融機関相互の間に貸付人間に一種の組合契約的關係が存在すると考える見解⁽²³⁾、シ・ローンについては、組合契約ないし組合契約類似の無名契約と捉える見解などである⁽²⁴⁾。また、このように、契約関係が認められれば、契約締結上の過失責任構成により、妥当な結論が得られるとの考えを提示するものもある⁽²⁵⁾。

3. 本判決検討

(1) Yの債務不履行責任の是非

本件では、まず、本件タームローン契約に基づくYのエージェントとしての義務違反がXから主張されている。すなわち、本件タームローン契約の契約書等にもとづいて、Yには、契約締結後融資実行までに当該債権の管理と保全に関する義務違反及び本件請負契約に契約書の徴求、占有義務違反があるというのである。

しかし、判決は、本件タームローン契約書及び本件請負代金債権譲担保権設定契約書をもその文言通りに解釈し、Xが主張するような拡大解釈は許さず、Xの主張はすべて排斥された。具体的には、本件請負契約が借入人の偽装であったという事実については、Yは認識しないままにエージェントに就任しているため、本件タームローン契約書18条4項⁽²⁶⁾

の「通知義務」違反はないと認定した。また、本件請負代金譲渡担保権設定契約書3条⁽²⁷⁾によれば、確かに、Yには本件請負契約書を借入人からの提出を受けて占有等の義務はあるが、借入人の不履行（当該契約書の未提出）を解消するまでの義務を負っているとまでは解し得ないという。

(2) Yの不法行為責任の是非

次に、Xは、Yが借入人の請負契約偽装を認識しえず、これに関して参加金融機関に不適切な情報提供をしたことについてアレンジャーとしての不法行為責任を主張する。

すなわち、アレンジャーであるYは①本件参加金融機関が損害を被ることがないように、融資の前提となるべき情報に虚偽がないことを調査し、確認すべき義務を負っていたにも関わらず、その義務を怠ったということ、②本件請負契約書に代えて本件請負注文書の写しの提出でもって本件融資実行条件とするとの説明がなかったこと、及び③i)「借入人が実際はCから工事を受注していない事実」や、ii)「アレンジャーは、本件請負契約の契約書の写しの提出を受けておらずその原本の存在を未確認という事実」について参加金融機関に伝えなかったという点を指摘して信義則上の情報提供義務違反になると主張する。しかし、判決は、上記③i)についてはアレンジャーの不知を認定してその責任を認めなかった他、JSLA「行為規範」を認定事実の1つとして引き合いにだし、シ・ローンにおける参加金融機関とアレンジャーの関係を整理し、Xの主張をいずれも排斥した。

本判決の引用するJSLA「行為規範」によれば、参加金融機関は、「貸付取引のプロ」として「……自ら特定し、その情報を入手するための方法を自ら模索した上で、自ら適切と認める資料及び情報に基づき」、自らの責任で参加の意思決定をすべきとされる。そして、アレンジャーは「……借入人の意向に

沿って単に情報を伝達するためだけの主体」と位置づけられる。その上で、「(i) アレンジャーが知っていながら参加金融機関に伝達していない情報が存在すること、(ii) その情報が借入人より開示されない限り、参加金融機関が入手し得ないものであること、(iii) その情報は、参加金融機関のローン・シンジケーションへの参加意思決定のための重大な情報であること」の3要件をすべて満たす場合に、アレンジャーが借入人に情報開示を促すことなくローン・シンジケーション組成を進めることは、不法行為責任となる可能性がある。したがって、アレンジャーの不法行為責任を考慮する際に、まず、この3要件該当性を検討しなければならないだろう。本件では、前記(ii)(iii)の要件については、該当する可能性があるが、アレンジャーは借入人の請負契約偽装については、知らなかったということが認定されているので、前記(i)要件は該当しない。

つまり、本件では、シ・ローン組成にあたって、アレンジャーが不法行為責任を負う可能性を生じさせる事情はなかったとの認定のもと、アレンジャーと参加金融機関の責務の是非については、JSLA「行為規範」を一般基準として適用したといえる。すなわち、アレンジャーは「借入人の意向にそって情報を伝達する」だけの存在であり、参加金融機関自身がシ・ローン参加の意思決定に必要な情報入手につき方法等を模索し自らの責任で参加決定を行うという、JSLA「行為規範」に鑑みて、本件アレンジャーに、一般的注意義務違反としての融資前提調査確認義務違反や、虚偽説明、信義則上の情報提供義務違反は否定された。

4. 本判決の意義

本判決は、平成24年判決とは異なり、シ・ローンの参加金融機関に対するアレンジャー兼エージェントの責任が否定された事件であ

る。借入人の詐欺という特別な事情の下での判断ではあるが、アレンジャー・エージェントの責任の内容や範囲を考察するにあたり、JSLA「行為規範」が重要な要素であるという、有益な示唆を与えた判決であると評価できる。すなわち、本判決は、アレンジャーは、「借入人の依頼を受けてローン・シンジケーションの組成を行うもの」であるから、「借入人の意向に沿って単に情報を伝達するためだけの主体」であるという、JSLA「行為規範」の提示する原則論に依拠し、アレンジャー・エージェントの参加金融機関に対する義務違反の有無や責任の存否を判断したと評価できる。

まず、事前に認識していない「借入人の詐欺」については、アレンジャー・エージェントは、参加金融機関に対して一切責任を負わないという点が明らかになった。これは、「認識しようとするれば出来た」という事情があったとしてもアレンジャー・エージェントはその不作為を非難されることはないようである。つまり、シ・ローンにおいては、アレンジャーには融資に係る事前の積極的な調査義務はないということである。エージェントも、本件タームローン契約締結後、借入人に本件請負契約書等を徴求するほどの積極的義務は認められず、借入人詐欺を知らず、また知らなかったことについて非難されることはなかった。

そして、アレンジャー・エージェントが、本件請負契約の契約書の原本の存在を未確認であるとの情報を参加金融機関に伝えていないことは、情報提供義務違反ではないとされた。つまり、「本件契約書の存在の未確認」はそれ自体、参加金融機関に提供されるべき「情報」ではないということである。換言すれば、当該シ・ローンの参加意思決定を左右するほどの「重要なネガティブ情報」ではないと判断されたといえる。

また、本判決は、JSLA「行為規範」を本

件シ・ローン調印当時のシ・ローンに係る金融機関関係者の共通認識であった認定した。それゆえ、本件のアレンジャーおよび参加金融機関もまた、お互いの権利義務関係をJSLA「行為規範」に基づいて理解しているとの前提が成り立ち得るだろう。本判決は、このように、JSLA「行為規範」に基づいてアレンジャー・エージェントの法的責任を根拠づけることの妥当性について考える上でも意義があるといえる。

5. おわりに

私見は、本判決の結論には若干の疑問がある。

平成24年判決は、アレンジャーの責任等につき一般的準則を立てたとはいえないが、その法廷意見は、アレンジャーにアレンジメント業務の一環として、不適切なシンジケートローンの組成を停止・中止する責務を認めているように思われる。このように考えると、たしかに、本件のアレンジャーは借入人の当該偽装を認識していなかったとしても、「契約関係の存否について、注文書の原本の確認等の必要な調査を尽くしていれば…きわめて容易に確認しえたにもかかわらず、漫然とこれをおこたり、契約関係があることを誤信」して、詐欺的融資に参加金融機関を巻き込んで当該シンジケートローンを組成したことにつき、不適切なシンジケートローンの組成中止をしなかった責任を認める余地はあると考える。

また、本件タームローン契約書21条4項⁽²⁸⁾にいう「不作為」を「担保債権の存在が確実か確認する義務」と考えれば、被告にはエージェントとして、当該請負契約の存在を確認すべき義務を怠った重過失があるといえそうである。たしかに、同7項には、「エージェントは、本契約の有効性及び本契約に表明された事項につきなんら保証を行うものではなく、貸付人は、自ら適切と認めた書類、情報

等に基づき借入人の信用力その他必要な事項を審査した上、独自の判断で本契約を締結し、また、本契約上企図される取引を行うものとする」とあるが、このようなエージェントの免責文言は、一般的不法行為における軽過失の免責のみが意図されるべきで重過失は免責されないであろう。

もっとも、本判決が指摘するように、参加金融機関も、本件請負契約の存否について調査等行い、自らリスク回避するべきだった。このようなことから、本件は、仮に、被告の責任が認められたとしても、原告側の過失相殺についても考慮すべき事案だったと考える。

いずれにしても、本判決を契機として、今後、シ・ローンにおけるアレンジャーやエージェントの責任についてさらに議論が深まっていくことが期待される。

注

- (1) 森下哲朗「シンジケートローンにおけるアレンジャー、エージェントの責任」上智法學論集51巻2号（2007年）1頁
- (2) 大垣尚司「金融と法」（有斐閣2010年）378頁
- (3) 森下・前掲注(1)2頁以下
- (4) 例えば、清原健＝三橋友紀子「シンジケートローンにおけるアレンジャー及びエージェントの地位と責任」金融法務事情1708年（2004年）4頁、久保田隆「シンジケートローンの法的諸問題」早稲田法学81巻2号（2006年）181頁、濱崎淳子「シンジケートローンにおけるアレンジャー及びエージェントの法的地位—参加金融機関に対する情報開示義務について」東京大学法科大学院ローレビュー1号（2006年）101頁、木下正俊「シンジケートローン市場の拡大と課題」広島法科大学院論集第9号（2013年）9頁、久保壽彦「金融取引法の今日的課題（2）—シンジケートローンを組成したアレンジャーの招聘金融機関に対する損害賠償」立命館経済学61巻4号（2013年）485頁、山梨良太「シンジケートローンにおけるアレンジャーの責任—情報提供義務と守秘義務の関係について」立命館法政論集11号（2013年）203頁

- (5) 日本ローン債権市場協会 (JSLA) が、シ・ローンの標準的取引方法の整備を目的として2003年に公表した「ローン・シンジケーション取引における行為規範」並びに、2007年に公表した「ローン・シンジケーション取引に係る取引参加者の実務指針について」参照。
- (6) 筆者はすでに、平成24年最高裁判決の研究を通じてアレンジャーの参加金融機関に対する責任について検討する機会を得た。拙稿「シンジケートローンにおけるアレンジャーの責任」青森法政論叢14号 (2013年) 153頁以下参照。
- (7) 紙幅の関係上、エージェントの責務等についての詳細な検討は別稿で行う予定ある。本稿では、本判決の検討等において若干の考察を試みるにとどまる。
- (8) この最高裁判決については、拙稿・前掲注(6)他、多くの評釈が公表されている。
 本多正樹「判批」金融法務事情1977号 (2013年) 18頁、同「判批」ジュリスト1466号 (2014年) 87頁、久保田・後掲注(2)120頁、道垣内弘人「判批」私法判例リマークス48号 (2014年) 6頁、西口博之「シンジケート・ローンにおける代理人の責任」国際金融1256号 (2014年)58頁、奈良輝久「判批」金融・商事判例1426号 (2013年) 8頁、樋口・後掲注(7)36頁、松浦聖子「シンジケートローンにおける情報提供義務と不法行為」法学セミナー702号 (2013年) 110頁、大篠智子「シ・ローンにおけるアレンジャーの責任」銀行法務21 759号 (2013年) 12頁、高山=戸澤・後掲注(6)122頁、三宅雅之「判批」銀行実務2013年4号 (2013年) 96頁、川口恭弘「判例紹介」民商法雑誌148巻1号 (2013年) 96頁、森下・後掲注(9)6頁、浅井・後掲注(9)124頁、川井信之「シ・ローン最高裁判決の補足意見の解釈と債権法改正との関係」銀行法務21 754号 (2013年)12頁、坂井豊「判批」NBL991号 (2012年) 8頁
- (9) 森下哲朗「シンジケートローンにおけるアレンジャーの責任に関する最高裁判決」金融法務事情1968号 (2013年) 21頁
- (10) 一方、最高裁判決に付された田原裁判官の補足意見では、「アレンジャーがその業務の遂行過程で得た情報の内、相手方が参加の可否を判断する上において影響を及ぼすと認められる一般的に重要な情報は、相手方に提供すべきのものであり、それを怠った場合には、参加希望者を招聘す者としての信義則上の誠実義務に違反するものとして、不法行為責任が問われ得る」と述べてアレンジャーの情報提供義務について一般的要件・判断基準を示していると評価される。
- (11) 道垣内弘人「アレンジャー、エージェントの法的責任 (1) —インフォメーション・メモランダムの意味をめぐって」ジュリスト1368号 (2008年) 101頁
- (12) 久保田隆「判批」ジュリスト1466号平成25年度重要判例解説 (2014年) 121頁
- (13) 大西義朗ほか「座談会・アレンジャーの情報提供義務と今後の実務影響—名古屋高裁シ・ローン判決を契機として」金融法務事情1925号 (2011年) 44頁 (森下発言)
- (14) 森下・前掲注(9)20頁、坂井・前掲注(8)11頁など
- (15) 早川結人「シンジケートローンにおけるアレンジャーの阿寒金融危険に対する情報提供責任—最三判平成24年11月27日を契機として」名古屋法政論集254号 (2014年) 658頁
- (16) 高山崇彦・戸澤見広「シンジケートローンのアレンジャーにおける情報提供義務」事業再生と債権管理140号 (2013年) 125頁
- (17) 樋口孝夫「シンジケートローンにおけるアレンジャーの参加金融機関に対する法的責任の問題点」銀行法務21 761号 (2013年) 39頁
- (18) JSLA「行為規範」4—I—(1)—②、及び「実務指針」3—(1) 参照
- (19) 浅井弘章「判批」金融・商事判例1411号 (2013年) 125頁
- (20) 平野裕之「民法総合6 不法行為法 (第2版)」(信山社2009年) 23頁
- (21) 森下・前掲注(9)21頁
- (22) 近江幸治「名古屋地判平成22年3月26日 (平成24年最判第一審) 判批」判例時報2114号 (判例評論630号) (2011年) 172頁
- (23) 大垣・前掲注(2)384頁、同「情報提供に係る注意義務の内容を規定する要素」金融法務事情1921号 (2011年) 58頁
- (24) 大西邦弘「シンジケートローンにおける参加金融機関相互の法律関係—契約／信認／不法行為」金融法務事情1773号 (2006年) 22頁、同「シンジケートローンにおけるアレンジャーの参加金融機関に対する情報『提供』義務」法律時報85巻11号 (2013年) 102頁。
- (25) 吉田光碩「名古屋高判平成23年4月14日 (平成

24年最判原審）判批」私法判例リマークス46号
（2013年）69頁

- ②6 本件タームローン契約書18条4項「貸付人は、借入人について第1項第1号ないし第4号または第2項各号に規定する事由が発生したことを知った時は、直ちにその旨をエージェントに通知し、エージェントはかかる事由の発生を他のすべての貸付人に通知する」
- ②7 本件譲渡担保契約書3条「本債権譲渡担保設定者は、本契約締結後直ちに、本工事請負契約に係る契約書の写しをエージェントに対して引き渡す。エージェントは、当該本工事請負契約に係る契約書の写しを各本債権譲渡担保権者のために代理占有及び占有する」
- ②8 本件タームローン契約書21条4項「エージェントまたはその取締役、従業員もしくは代理人は、本契約に基づいて、または本契約に関連する行為、不作為について、故意又は重過失が無い限り、貸付人に対して一切の責を負わない」。

〈付記〉

本稿は平成23年度科学研究費補助金若手研究（B）（課題番号23730104）による研究成果の一部である。